

安全にお使いいただくために

改正「労働安全衛生規則」について

平成25年7月1日から、鉄骨切断機等も規制対象となる改正「労働安全衛生規則」が施行されています。労働安全衛生法及び関係政省令等により、解体用機械については、①から⑦について次の措置が必要です。

- ① 機械等貸与者（リース業者）は、貸し出すに際しあらかじめ、点検、整備を実施（労働安全衛生法33条）
- ② 厚生労働大臣が定める構造規格を具備しないと、譲渡、貸与等を禁止（労働安全衛生法42条）
- ③ 定期自主検査（1年以内、1月以内ごと）を実施（労働安全衛生法45条第1項）
- ④ 1年以内ごとに行う定期自主検査は一定の資格者が実施（特定自主検査、労働安全衛生法45条第2項）
- ⑤ 3トン以上の機体重量の機械の運転の業務は、技能講習の修了者以外は禁止（労働安全衛生法61条）
- ⑥ 3トン未満の機体重量の機械の運転の業務に就かせるときは特別の教育を実施（労働安全衛生法59条第3項）
- ⑦ その他使用上の規制の履行（労働安全衛生規則第2編第2章第1節）。

* 改正「労働安全衛生規則」の詳細については、厚生労働省のホームページを参照願います。

特定自主検査について

解体用機械は、労働安全衛生法（施行令）で定期自主検査（年次・月次など）を行うよう明記されています。事業者は、1年以内ごとに1回、定期に検査業者又は一定の有資格者による自主検査を実施しなければなりません。この定期自主検査のことを「特定自主検査」といいます。

運転資格について

平成25年7月1日から、車両系建設機械（解体用）運転技能講習並びに小型車両系建設機械（解体用）運転の業務に係る特別教育は、ブレーカを対象としたものから、ブレーカ及び鉄骨切断機等（鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機）の4機種を対象としたものになりました。

■ 鉄骨切断機等（鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機）

- ▶ 3トン以上の鉄骨切断機等（鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機）の運転には、指定教習機関の行う「車両系建設機械（解体用）運転技能講習」「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削）運転技能講習」両方の運転資格が必要です。
- ▶ 機体質量3トン未満の鉄骨切断機等（鉄骨切断機、コンクリート圧砕機、解体用つかみ機）の運転は、小型車両系建設機械（解体用）、小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削）の運転特別教育修了者に限られます。

● マグネット付小割圧砕機

マグネット付小割圧砕機を装着した油圧ショベルの運転は、車両系建設機械運転技能講習（解体用）修了者であることに加え、小型移動式クレーン運転技能講習の修了者であることを推奨します。

■ 油圧ブレーカ

- ▶ 3トン以上の油圧ブレーカの運転には、指定教習機関の行う「車両系建設機械（解体用）運転技能講習」「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削）運転技能講習」両方の運転資格が必要です。
- ▶ 機体質量3トン未満の油圧ブレーカの運転は、小型車両系建設機械（解体用）、小型車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削）の運転特別教育修了者に限られます。

安全に関するご注意

- ご使用されるときは「取扱説明書」をよくお読みのうえ正しくご使用ください。
- 故障や事故を防ぐため、機械の定期的な点検を必ず行ってください。